

情報公開・個人情報保護制度 運用状況報告書

平成 24 年度

(平成 24 年 4 月 ~ 平成 25 年 3 月)

岸和田市

目 次

岸和田市情報公開条例の主な内容	2
岸和田市個人情報保護条例の主な内容	3
(参考) 岸和田市自治基本条例との関わり	4
平成 24 年度 情報公開制度の運用状況	
1 公開請求及び申出の件数	5
(1) 公開請求の内訳	5
(2) 公開申出の内訳	5
2 公開請求及び公開申出の実施機関別処理状況	5
3 情報公開請求及び公開申出の内容と処理状況	
(1) 平成 24 年度情報公開請求の内容等	6
(2) 平成 24 年度情報公開申出の内容等	10
平成 24 年度 個人情報保護制度の運用状況	
1 開示請求等の件数	15
2 開示等の請求者の内訳	15
3 開示請求の実施機関別処理状況	15
4 開示請求の内容と処理状況	16
情報公開審査会、個人情報保護審査会及び情報公開・個人情報保護制度審議会	
1 平成 24 年度 情報公開審査会の開催状況及び審査の内容	22
2 平成 24 年度 個人情報保護審査会の開催状況及び審査の内容	22
3 平成 24 年度 情報公開・個人情報保護制度審議会の開催状況及び審議の内容	22
資料編	
個人情報保護審査会諮問・答申	24

岸和田市情報公開条例の主な内容

- (1) 「地方自治の本旨」、「市民の知る権利」及び「市の説明責任」を明記しました。

第 1 条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり市民の知る権利を明らかにするとともに、情報の公開に関し必要な事項を定めることにより、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の諸活動を市民に説明する責任を全うし、市民の行政に対する理解と信頼を深め、市政の公正な運営及び透明性の確保と市民参加による行政の一層の推進を図ることを目的とする。

- (2) 情報公開制度を実施する機関と行政文書の範囲を定めました。(条例第 2 条)

実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上水道及び下水道事業の管理者の権限を行う市長、消防長、議会

行政文書 決裁・供覧等の手続が終了した文書だけでなく、職務上作成又は取得し組織的に用いる次のもの

文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）

- (3) 請求権者の範囲を設けました。(条例第 5 条及び第 17 条)

この情報公開制度が市民の市政に対する参加と監視の手段であり、制度の運用のための費用も市が負担する制度であることを考慮して、行政文書の公開を請求できるものは、広い意味の市民（市内に住所をもつ狭義の市民に限らず、市になんらかの関わりを持つもの）と範囲を定めました。

もっとも、行政文書の公開を請求できるもの以外からの情報公開の申出であっても、可能な限り、公開するように努めています。

公開を請求できるもの（公開請求権者）

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 市内の学校に在学する者
- (4) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (5) 市の行政に利害関係を有するもの

公開を請求できるもの以外のもの（公開申出者）

- (1) 市外に住所を有する個人
- (2) 市外に住所を有する法人

- (4) 情報は公開を原則とし、非公開事項を限定しました。(条例第 7 条及び第 8 条)

非公開情報は、必要最小限の範囲に限定し、非公開情報が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、請求された行政文書を公開しなければならないことを規定し、原則公開の考え方を明確にしました。

- (5) 公開請求の受付や公開の実施は、情報公開コーナーで行っています。

市が保有しているどんな情報でも、公開請求の受付や公開の実施は、情報公開コーナーで行うことができます。なお、公開請求があったときは、請求書を受理した日から起算して 15 日以内に公開・非公開を決定し、決定の結果は、通知書により公開請求者に通知します。

岸和田市個人情報保護条例の主な内容

(1) 個人情報とは？

氏名、住所、生年月日等の基本事項はもとより、思想、信条、心身の状況、病歴、所得、財産など、個人に関するすべての情報で、特定の個人が識別され、あるいは他の情報を組み合わせることにより間接的に特定の個人が識別されるものをいいます。

(2) 個人情報を適正に取扱うルールを定めています。

思想、信条、宗教、社会的差別の原因となるおそれのある個人情報は原則として取り扱うことができません。(第7条)

個人情報を収集するときには、取扱う事務の目的を明確にして、目的の達成に必要な範囲内で、本人から収集することを原則とします。(第8条)

収集した個人情報は、目的の範囲をこえて、内部で利用したり、外部に提供することは、原則として行いません。(第9条)

個人情報は、正確で最新の状態で保有します。漏えい・き損・滅失等がないように適正に管理し、不要になったときは、速やかに廃棄します。(第13条)

(3) 市が保有する個人情報について、自分の情報を確認することができます。

自分の情報が記録されている行政文書について開示を請求することができます。

行政文書に記録されている自分の情報に誤りがあるときは、その情報の訂正を請求することができます。

取扱いの制限(第7条) 収集の制限(第8条)をこえて、自分の情報が取扱われているときは、その情報の消去を請求することができます。

また、利用及び提供の制限(第9条)をこえて、目的外に利用されているときはその情報の利用の停止を、目的外に提供されているときはその情報の提供の停止を請求することができます。

(4) 開示等の請求や開示等の実施は、情報公開コーナーで行います。

開示等の請求方法は、所定の「開示等請求書」を本人から情報公開コーナーに直接提出していただきます。(電話や郵便による請求はできません。)この時、本人であることを証明する書面(運転免許証など顔写真入りの公的機関が発行する証明書など)が必要です。なお、請求があったときは、請求書を受理した日から起算して、開示請求は15日以内、訂正請求・利用停止等請求は30日以内に決定し、決定の結果は、通知書により請求者に通知します。

(参考) 岸和田市自治基本条例(平成17年8月1日施行)との関わり

岸和田市では、平成16年12月に市の最高規範である「岸和田市自治基本条例」を制定し、その理念にのっとり市政運営を行っています。情報公開及び個人情報保護についても以下のとおり言及しており、両制度は「岸和田市自治基本条例」のもと運用されています。

(1) 「市民」及び「事業者」の知る権利を明記しています。

<p>第2章 市民及び事業者の権利及び責務 (市民の権利) 第4条 市民は、自己の責任において的確に判断できるよう、市政に関する情報を知る権利及び市政に参画する権利を有する。 2 前項に規定する市民の権利は、公共の福祉に反しない限り最大限に尊重され、市民は、権利の行使に際しては不当に差別的な扱いを受けない。 (市民の責務) 第5条 略 (事業者の権利) 第6条 事業者は、自己の責任において的確に判断できるよう、市政に関する情報を知る権利を有する。 2 前項に規定する事業者の権利は、公共の福祉に反しない限り最大限に尊重され、事業者は、権利の行使に際しては不当に差別的な扱いを受けない。</p>
--

(2) 情報の共有および個人情報の保護を明記しています。

<p>第7章 市政運営の原則 (情報の共有) 第21条 市は、市政に関する情報を積極的に提供することにより、市民との情報の共有に努めなければならない。 (個人情報の保護) 第22条 市は、別に条例に定めるところにより、保有する個人情報の開示、訂正、利用停止等を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護しなければならない。 2 市は、収集した個人情報に関しては、厳重にこれを管理し、原則として本人以外に開示してはならない。</p>

平成 24 年度 情報公開制度の運用状況（平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月）

1 公開請求及び申出の件数

	公開請求	公開申出	合計
平成 24 年度	47 件	125 件	172 件

(1) 公開請求の内訳（条例第 5 条）

区 分	人数	件数
市内に住所を有する者	26	33
市内の事務所又は事業所に勤務する者	3	3
市内の学校に在学する者	-	-
市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	-	-
市の行政に利害関係を有するもの	9	11
合 計	38	47

(2) 公開申出の内訳（条例第 17 条）

区 分	人数	件数
市外に住所を有する個人	21	75
市外に住所を有する法人	11	50
合 計	32	125

2 公開請求及び公開申出の実施機関別処理状況【() 内の数字は申出件数】

実 施 機 関	公開請求件数 (公開申出件数)	処 理 状 況 (単 位 : 件)						
		全部公開	部分公開	非公開	存否不応答	文書不存在	請求取下	適用外
市 長	32(88)	17(23)	8(59)	2		5(3)	(3)	
教育委員会	8(21)	2(2)	4(18)			2	(1)	
選挙管理委員会								
公平委員会								
監査委員								
農業委員会								
固定資産評価審査委員会								
上下水道事業管理者	2(9)	1(3)	(5)			1(1)		
消 防 長	5(6)	1(4)	3(2)	1				
議 会	(1)		(1)					
合 計	47(125)	21(32)	15(85)	3		8(4)	(4)	

3 情報公開請求及び公開申出の内容と処理状況

(1) 平成24年度情報公開請求の内容等

	受付日 決定日	担当課	請求された情報の件名又は内容	処理状況	適用 条項	異議 申立	備考
1	24.4.9 24.5.7	環境保全課	岸和田市稲葉町 770-1 における産業廃棄物不適正処理事案に関する行政文書（平成 10 年ないしそれ以前からのもの。地域住民等からの苦情、岸和田市ないし消防署による立ち入り、大阪府ないし大阪府警察との連絡等を記録した行政文書）	部分公開	8-1-1 8-2-1		
2	24.4.26 24.4.26	固定資産税課	平成 24 年度撮影の大沢町 1805 付近の航空写真	公開			
3	24.5.1 24.5.9	固定資産税課	生活をしていない家屋に対して固定資産税を徴収しないという方針が記載された行政文書	不存在			
4	24.5.1 24.5.10	建設指導課	(株)が建築確認申請を提出した時にでたらめな建設業の許可番号を記入していたのに岸和田市役所が誰一人気づきもせずに確認通知書の交付をしたことについてどう考えているかがわかる行政文書	不存在			
5	24.5.2 24.5.9	固定資産税課	実家が使用している住宅の土地の面積が課税台帳（名寄帳）に記帳されてはいるが著しく間違っていた。実家が使用しているフロ場の土地が課税台帳（名寄帳）に記帳されていなかった。なぜこのようなことがおきたのか理由・説明が記載された行政文書	不存在			
6	24.5.9 24.5.23	文化国際課	岸和田市立浪切ホールおよび岸和田市菅旧港地区立体駐車場平成 23 年度事業報告書	公開			
7	24.5.16 24.5.23	自治振興課	平成 21 年 10 月 6 日提出の加守町 4 丁目の告示事項変更届一式	部分公開	8-1-1 8-2-1		
8	24.5.17 24.5.31	生活環境課	公共下水道整備に伴うし尿収集業務縮小に対する補償について平成 24 年まで書類一式（ ）	部分公開	8-2-1		
9	24.5.17 24.5.31	生活環境課	公共下水道整備に伴うし尿収集業務縮小に対する補償について平成 24 年まで書類一式（ ）	部分公開	8-2-1		
10	24.5.21 24.5.30	建設指導課	岸和田市 町 に建築するデイサービスセンターの確認済証に添付した図面一式	公開			

	受付日 決定日	担当課	請求された情報の件名又は内容	処理状況	適用 条項	異議 申立	備考
11	24.5.21 24.6.4	学校教育課	平成23年中に永本定芳教育長名で発出された各学校園に対する通達内容のわかる文書	不存在			
12	24.5.21 24.6.4	スポーツ振興課	春木中学校体育施設開放事業運営事務委託料決算関係書類ならびに証憑類(平成23年度分)	部分公開	8-1-1 8-2-1		
13	24.5.21 24.6.1	生涯学習課	市教委が所管・管理する市PTA協議会の平成23年度分の会計報告に関する書類(証憑類を含む)	部分公開	8-1-1 8-2-1		
14	24.5.21 24.5.29	建築住宅課	春木中グラウンドの整地補修に要した費用の内訳のわかる文書(設計、発注、契約、見積もり、支払い明細を含む)	部分公開	8-2-1 8-2-3		
15	24.5.24 24.5.29	固定資産税課	平成24年撮影の小松里町811、2358付近の航空写真	公開			
16	24.5.24 24.6.7	産業政策課	岸和田市営旧港地区立体駐車場平成23年度事業報告書	公開			
17	24.5.31 24.5.31 24.6.8	スポーツ振興課、生涯学習課	平成24年5月28日13:30から開催された監査委員意見陳述会において教育委員会生涯学習部(スポーツ振興課および生涯学習課)から監査委員に提出された書類・資料の一式	部分公開	8-1-1		
18	24.5.31 24.6.7 24.6.13	学校教育課、学校管理課	平成24年3月19日14時から開催された監査委員意見陳述会において教育委員会学校教育部および教育総務部から監査委員に提出された書類・資料一式	公開			
19	24.6.8 24.6.13	固定資産税課	小松里町454の航空写真	公開			
20	24.6.11 24.6.25	生涯学習課	平成22年度及び平成23年度の学校支援地域本部実施計画書(各地域本部個票)における春木中学校区学校支援地域本部の「地域教育協議会」名簿及び協議会規約並びに開催記録等書類一式	不存在			
21	24.6.14 24.6.27 24.6.28	生活環境課、上下水道総務課	従業員対策助成金H14.5.28、平成15年5月29日、平成18年3月30日、平成19年11月22日の明細書なし。転廃交付金及び事業対策交付金の算出根拠補償金使用計画書のうち平成19年7月25日、平成19年8月29日の下段枠外、内容と金額について明示された書類の公開補償金の支払方法。事業主と交わした文書、領収書もあればともにいよやかなの里温泉水汲み取り運搬の団交・入札の経過。10年以内の書類	公開 非公開 不存在	8-2-1		

	受付日 決定日	担当課	請求された情報の件名又は内容	処理状況	適用 条項	異議 申立	備考
22	24.7.19 24.7.23	固定資産税課	航空写真 小松里町 454	公開			
23	24.8.8 24.8.20	生活福祉課	(生活保護行政) ケース記録の作成要領(新人職員用のケース記録の作成要領)	不存在			
24	24.8.29 24.9.12	文化国際課	平成 24 年度岸和田市立浪切ホール・岸和田市嘗旧港地区立体駐車場事業計画書 岸和田市立浪切ホール施設利用記録月例報告	部分公開 公開	8-1-1		
25	24.9.18 24.9.27	道路河川課	市道山直中福田線道路改良工事丈量図 昭和 34 年から同 48 年にかけてのもので岡山町 1536-5 及び 1536-9 の地番が確認できるもの	公開			
26	24.9.21 24.10.19 24.10.4	環境保全課 予防課	岸和田市極楽寺町 755-1 における廃棄物不適正処理事案に関する行政文書(平成 13 年ないしそれ以前からのもの、地域住民からの苦情、岸和田市による立入、大阪府ないし大阪府警との連絡等を記録した行政文書、消防署による立入を記録した行政文書)	部分公開 公開 非公開	8-1-1 8-2-1 8-2-3 8-1-1 8-2-1 8-2-3		
27	24.9.26 25.10.3	固定資産税課	岸和田市鑑定評価員の所属、氏名、所属の住所(平成 24 年度)	公開			
28	24.10.10 24.10.19	消防署	平成 24 年 6 月 17 日に大阪府岸和田市 町 番地で発生した社屋火災についての消防調査書一式(火災原簿、火災原因及び損害調査書等)	部分公開	8-1-1 8-2-1		
29	24.10.18 24.10.29	消防署	平成 24 年 1 月 16 日出火の出火原因調査報告書	部分公開	8-1-1		
30	24.11.7 24.11.7	固定資産税課	積川町 687 付近航空写真 昭和 60 年撮影分	公開			
31	24.12.6 24.12.6	固定資産税課	上松町 1030-2 付近航空写真 平成 24 年撮影分	公開			
32	24.12.11 24.12.11	固定資産税課	西之内町 402 付近航空写真 平成 24 年撮影分	公開			
33	25.2.11 25.2.21	消防署	平成 24 年 11 月 16 日発生の火災の原因のわかる書類一式	部分公開	8-1-1		
34	25.2.26 25.2.26	固定資産税課	小松里町 281-5 付近航空写真 昭和 53 年撮影分	公開			
35	25.3.6 25.3.21	公園街路課	町 に係る平成 21 年度物件調査資料 平成 15 年度増築分に関する一切	非公開			

	受付日 決定日	担当課	請求された情報の件名又は内容	処理状況	適用 条項	異議 申立	備考
36	25.3.11 25.3.28	行政改革課	指定管理者審査委員会議事録 平成 23 年 10 月 3 日分、平成 23 年 12 月 22 日分	部分公開	8-2-1 8-2-2		
37	25.3.18 25.3.19	固定資産税課	昭和 60 年・昭和 63 年・平成 3 年・平成 6 年の下松町 1236 -1、上松町 1110 -1、1413 の航空写真	公開			
38	25.3.29 25.3.29	固定資産税課	池尻町 215 -1 の昭和 44 年・昭和 53 年の航空写真	公開			

(2) 平成 24 年度情報公開申出の内容等

	受付日	担当課	申出された情報の件名又は内容	処理状況	適用 条項	備考
1	24.4.9	建築住宅課 下水道施設課	平成 22 年度発注工事・山滝小学校外 1 校屋上防水改修工事（開札日平成 23 年 1 月 25 日）平成 23 年度発注工事・光明幼稚園屋上防水改修工事（開札日平成 23 年 7 月 29 日）春木小学校屋内運動場屋上防水改修工事（開札日平成 24 年 1 月 24 日）天の川浄苑第 1 し尿投入槽壁面等修理（開札日平成 24 年 1 月 24 日）。上記工事の直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費、総工事費、内訳書、代価表の数量及び金額の開示	部分公開	8-2-3	
2	24.4.10	建築住宅課	平成 22 年度発注工事・修斉小学校校舎屋上防水改修工事（開札日平成 23 年 1 月 28 日）。上記工事の直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費、総工事費、内訳書、代価表の数量及び金額の開示	部分公開	8-2-3	
3	24.4.11	建築住宅課	平成 22 年度発注工事・春木中学校屋内運動場屋上防水改修工事（開札日平成 23 年 1 月 24 日）。上記工事の直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費、総工事費、内訳書、代価表の数量及び金額の開示	部分公開	8-2-3	
4	24.4.12	広報広聴課	町よりの要望書	部分公開	8-1-1 8-2-1	
5	24.4.16	総務管財課 上下水道局総務課	職員団体（組合）が行政財産の使用に関する文書（平成 24 年度）岸和田市庁舎全館掲示板枚数（平成 24 年度）	部分公開 不存在	8-2-1	
6	24.5.18	道路河川課	平成 24 年第 1 回定例会議案第 12 号の議案書位置図。及び認定路線に対する認定・区域決定・教養告示	取下げ		
7	24.6.12	学校管理課	市の所有する施設（小・中学校）の電力使用量及び料金内訳明細書。平成 23 年 6 月～平成 24 年 5 月の 12 か月分	公開		

	受付日	担当課	申出された情報の件名又は内容	処理状況	適用 条項	備考
8	24.7.13	文化国際課 生活環境課 福祉政策課 介護保険課 健康推進課 児童育成課 保育課 都市計画課 建設指導課 道路河川課 建築住宅課 公園街路課 公営競技事業所 経営管理課 上下水道局総務課 学校管理課 学校教育課 生涯学習課 スポーツ振興課 郷土文化室 図書館 消防本部総務課	平成 23 年 7 月～平成 24 年 6 月までの岸和田市役所（市長）が契約者の保険証券または保険内容のわかるもの。ただし、市長会・共済・自賠責は除き、保険料が 1 万円以上のもの	公開 部分公開 部分公開	8-1-1 8-2-1 8-2-1 8-1-1	
9	24.7.17	文化国際課 生活環境課 保育課 都市計画課 道路河川課 経営管理課 上下水道局総務課 学校教育課 生涯学習課 スポーツ振興課 郷土文化室 消防本部総務課	平成 23 年 6 月 1 日～平成 24 年 5 月 31 日に締結した損害保険契約（保険料が 10 万円以上のもの）の保険証券の写し	公開 部分公開 部分公開	8-1-1 8-2-1 8-2-1	
10	24.7.18	学校教育課	平成 23 年度使用小学校教科用図書採択に関する書類一式	取下げ		
11	24.7.25	固定資産税課	航空写真 五軒屋町 277-1	公開		
12	24.8.31	環境保全課	ばい煙発生施設の情報公開。施設名、住所、機器名、容量、台数、メーカー、用途	部分公開	8-1-1	
13	24.9.13	固定資産税課	航空写真 畑町 1 丁目 442 (S57、H3 分)	公開		
14	24.10.12	予防課	岸和田市内に設置されている法人の 屋内タンク貯蔵所 屋外タンク貯蔵所 地下タンク貯蔵所 給油取扱所（自家用）の(1)企業名(2)設置住所(3)危険物の物品名(4)タンク容量の一覧	公開		
15	24.10.18	固定資産税課	航空写真 畑町 1 丁目 7-42 (昭和 44 年、平成 15 年)	公開		

	受付日	担当課	申出された情報の件名又は内容	処理状況	適用 条項	備考
16	24.11.8	固定資産税課	航空写真 並松町 263-1 付近（昭和 60 年・63 年）	公開		
17	24.11.9	国民健康保険課	平成 24 年度柔道整復師等療養費支給申請書点検等業務委託に関する仕様書・契約書及び契約金額	部分公開	8-2-1	
18	24.11.19	広域事業者指導課	社会福祉法人の貸借対照表及び事業収支計算書（平成 23 年度分 1 期分、内訳不要） 寺田萬寿会 光生会 皆誠会 光陽会 正豊会 大恵会 幸福荘 双葉児童園 久米田保育園	公開 部分公開 不存在	8-2-1	
19	24.11.20	教育総務課	岸和田市立の各小学校の電子メールアドレス及び各中学校の電子メールアドレス	公開		
20	24.11.29	固定資産税課	昭和 44 年・60 年・平成 21 年撮影分 土生町 732 付近航空写真	公開		
21	24.12.10	広域事業者指導課	岸和田市所管の社会福祉法人（22 法人）の資金収支計算書（内訳表） 事業活動収支計算書（内訳表）、貸借対照表 平成 21・22 年度の 2 ヶ年分	公開 部分公開 不存在	8-1-1 8-2-1	
22	24.12.13	環境保全課	水質汚濁防止法にかかる有害物質使用特定事業社名称、所在地、電話番号、号番号	部分公開	8-1-1	
23	24.12.26	広域事業者指導課	（社福）幸福荘平成 24 年 3 月期、平成 22 年 3 月期の貸借対照表、事業活動収支計算書、財産目録、平成 23 年度 3 月期の財産目録 内訳不要。	部分公開	8-2-1	
24	25.1.15	固定資産税課	中井町 2 丁目 195 番 5 号の航空写真 平成 9・12 年度分	公開		
25	25.1.15	固定資産税課	箕土路町 3 丁目 321-1 の航空写真 昭和 44・53 年	公開		
26	25.1.16	人事課	職員会館の行政財産の目的外使用に関する文書（平成 24 年度）	部分公開	8-2-1	
27	25.1.16	観光課	観光大使設置要綱	取下げ		
28	25.1.16	固定資産税課	中井町 2 丁目 195-5 の航空写真 平成 3・6・24 年	公開		
29	25.1.24	市民課	土生町 9 丁目における住居表示案内図	取下げ		

	受付日	担当課	申出された情報の件名又は内容	処理状況	適用条項	備考
30	25.2.22	秘書課 広報広聴課 文化国際課 総務管財課 契約検査課 納税課 自治振興課 市民課 人権推進課 環境保全課 生活環境課 福祉政策課 介護保険課 生活福祉課 健康推進課 児童育成課 保育課 都市計画課 建設指導課 市街地整備課 丘陵地区整備課 東岸和田駅付近高架対策事業室 道路河川課 建築住宅課 公園街路課 公営競技事業所 経営管理課 会計課 上下水道局総務課 議会事務局総務課 教育委員会総務課 学校管理課 学校教育課 人権教育課 生涯学習課 スポーツ振興課 郷土文化室 図書館 消防本部総務課	傷害・賠償・総合賠償・自動車保険で現在契約中のもの	公開 部分公開 部分公開	8-2-1 8-1-1 8-2-1	
31	25.3.15	環境保全課	水質汚濁防止法に規定する有害物質使用特定室を設置する事業場名・事業場所在地・事業場電話番号	部分公開	8-1-1	
32	25.3.27	固定資産税課	宮本町 255-9 の航空写真 昭和 63 年、平成 3・18・24 年)	公開		

適用条項について - 条例 8 条（公開してはならない行政文書、公開しないことができる行政文書）

・ 8 - 1 - 1（第 8 条第 1 項第 1 号）・・・個人情報

個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの

・ 8 - 2 - 1 (第 8 条第 2 項第 1 号)・・・法人等情報

法人その他の団体(国及び地方公共団体その他の公共団体(以下「国等」という。)を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、身体又は健康を保護するために、公開することが必要であると認められる情報を除く。

ア 公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与え、又は社会的信用を損なうと認められる情報

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件の下に、任意に提供された情報で、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものであって、当該情報の提供者の承諾なく公開することにより当該情報の提供者との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められ、かつ、その情報の内容が公にしないことが真に妥当であると認められるもの

・ 8 - 2 - 2 (第 8 条第 2 項第 2 号)・・・意思形成過程情報

市の機関又は国等の機関が行う調査研究、企画、調整等に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、市民の正確な理解を妨げることなどにより、不当に市民の生活に支障を及ぼすおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益及ぼすおそれのあるもの

・ 8 - 2 - 3 (第 8 条第 2 項第 3 号)・・・事務事業執行情報

市の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、交渉、渉外、争訟等の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの

平成 24 年度 個人情報保護制度の運用状況（平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月）

1 開示請求等の件数

	開示請求	訂正請求	利用停止等請求	合 計
平成 24 年度	83 件	1 件	0 件	84 件

2 開示等の請求者の内訳

区 分	開示請求	訂正請求	利用停止等請求	合 計
本人	80	1	-	81
法定代理人	3	0	-	3

3 開示請求の実施機関別処理状況

実 施 機 関	開示請求の件数	処 理 状 況（単位：件）						
		開示	部分開示	非開示	存否不応答	文書不存在	請求取下	訂正拒否
市長	80	27	37			13	2	1
教育委員会								
選挙管理委員会								
公平委員会								
監査委員								
農業委員会								
固定資産評価審査委員会								
上下水道事業管理者	1		1					
消防長	2		2					
議会	1					1		
合 計	84	27	40			14	2	1

4 開示請求等の内容と処理状況

	受付日 決定日	請求者の 区分	担当課	請求された情報の件名又は内容	処理状況	適用 条項	不服 申立	備考
1	24.4.9 24.4.13	本人	医療マネジメント課	産婦人科受診に係るカルテ	開示			
2	24.4.17 24.4.25	本人	医療マネジメント課	私の消化器内科にかかわる全て	部分開示	17-1 17-3		
3	24.4.17 24.4.26	法定代理人	医療マネジメント課	平成24年2月、3月整形入院分	部分開示	17-1		
4	24.5.11	本人	医療マネジメント課	(亡父) の消化器内科の全てのカルテ	取下げ			
5	24.5.14 24.5.18	本人	医療マネジメント課	私の眼科の検査結果	開示			
6	24.5.15 24.5.17	本人	医療マネジメント課	救急搬送された時のカルテ	開示			
7	24.5.18 24.5.31	本人	医療マネジメント課	消化器内科のカルテ全て	部分開示	17-3		
8	24.5.21 25.6.4	本人	広報広聴課	広報広聴課が下記各部署・各担当者に事情聴取をした詳細が確認できる事情聴取記録の請求 固定資産税課 建設指導課 元納税課長の証言内容記録	不存在			
9	24.5.21 24.5.29	本人	国民健康保険課	国民健康保険課と市民のとの国民健康保険料に関するトラブルの内容が確認できる文書	開示			
10	24.5.28 24.6.4	本人	医療マネジメント課	平成23年8月入院カルテ(死亡まで)・	部分開示	17-1 17-3		
11	24.5.31 24.6.5	本人	医療マネジメント課	平成23年11月7日血液検査結果報告書	開示			
12	24.5.31 24.6.22	本人	建設指導課	(株)が建築確認申請提出時、でたらめな建設業の許可番号を記入していたのに、建設指導課は誰一人気づかず、確認通知書を交付した職務怠慢に關しての反省文	不存在			
13	24.5.31 24.6.12	本人	固定資産税課	約60年間実家が使用している住宅の土地は、2筆あるのに約60年間1筆しか課税台帳に記載されていなかった。それどころかその1筆さえ土地の面積が著しく測量のミスをしていたその理由	不存在			

	受付日 決定日	請求者の 区分	担当課	請求された情報の件名又は内容	処理状況	適用 条項	不服 申立	備考
14	24.5.31 24.6.12	本人	固定資産税 課	市は相続人の存在を知らずながら 故人名のまま平成19.20.21年 3年間続けて納税通知書を送付 した事柄に関して相続人に対し 精神的苦痛を与えた。岸和田市 長は相続人と直接に面会して謝 罪をしてください。これについ ての市長の見解を示した行政文 書	不存在			
15	24.5.31 24.6.5	本人	人権推進課	平成22年5月28日～22年8月 25日までの相談記録	開示			
16	24.6.4 24.6.11	本人	医療マネジ メント課	(亡妻) 1月13日～2 月23日の入院治療分	部分開示	17-1		
17	24.6.7 24.6.18	本人	医療マネジ メント課	消化器内科のカルテ全て	部分開示	17-1 17-3		
18	24.6.8 24.6.22	本人	医療マネジ メント課	処置、検査、手術の記録全て	部分開示	17-1		
19	24.6.18 24.6.27	本人	国民健康保 険課	平成24年2月から4月までのレ セプトの写し	開示			
20	24.6.25 24.7.2	本人	建設指導課	個人情報開示請求書において市 の職員が市の条例を自ら守ら ず、法令違反をしたことについ て市の正式なる謝罪文	不存在			
21	24.6.25 24.7.2	本人	建設指導課	(株)が建築確認申請提 出時、でたらめな建設業の許可 番号を記入していたのに、建設 指導課は誰一人気づかず、確認 通知書を交付した職務怠慢に関 する反省文	不存在			
22	24.6.25 24.7.2	本人	広報広聴課	日時:平成24年5月31日の17: 30～19:00、場所:岸和田市役 所会議室、出席者:人事課職員、 広報広聴課職員、国民健康保険 課職員、市民 の会議の 会議録	不存在			
23	24.6.25 24.7.2	本人	議会事務局 総務課	日時:平成23年12月26日、場 所:岸和田市議会事務局応接間、 出席者:岸和田市議会議長、同 副議長、岸和田市議会事務局職 員、市民 の会議録	不存在			
24	24.6.28 24.7.3	本人	医療マネジ メント課	平成5年頃の検査を受けたもの、 出産時の記録	部分開示 不存在	17-3		

	受付日 決定日	請求者 の区分	担当課	請求された情報の件名又は内容	処理状況	適用 条項	不服 申立	備考
25	24.6.28 24.7.3	本人	医療マネジメント課	平成5年頃に血液検査を受けた時のカルテ、出生したときのカルテ	部分開示 不存在	17-3		
26	24.7.2 24.7.5	本人	医療マネジメント課	平成9年11月13日身体障害者診断書	開示			
27	24.7.3 24.7.10	本人	介護保険課	平成22年7月22日認定日。 の主治医意見書、認定調査票	開示			
28	24.7.4 24.7.11	本人	市民課	母の印鑑登録申請書及び委任状（相続人である私の財産取得に関わるため）	部分開示	17-1		
29	24.7.5 24.7.10	本人	医療マネジメント課	平成23年10月、24年3月の診断書	開示			
30	24.7.11 24.7.24	本人	生活福祉課	医療要否意見書	部分開示	17-1		
31	24.7.12 24.7.23	本人	医療マネジメント課	私の平成19年2月、11月、23年9月の呼吸器科に関するカルテと看護記録	部分開示	17-1		
32	24.7.13 24.7.26	本人	医療マネジメント課	消化器内科受診のカルテ全てと入院中のサマリー	部分開示	17-1 17-3		
33	24.7.17 24.7.27	本人	建設指導課	私が平成9年に市へ提出した建築確認申請書	訂正拒否 (対象文書が不存在)			訂正請求
34	24.7.19 24.7.23	本人	医療マネジメント課	分娩に関するカルテ	不存在			
35	24.7.23 24.7.27	本人	建設指導課	建築確認申請に於いて	不存在			
36	24.7.24 24.7.26	本人	医療マネジメント課	(実父)に係る(最終入院平成14年8月)全てのカルテ	部分開示	17-1		
37	24.8.2 24.8.15	本人	生活福祉課	平成21年7月(私の生活保護が開始された時)以降のケース記録の一切	開示			
38	24.8.3 24.8.14	本人	医療マネジメント課	私の平成23年10月1日退院後、現在までの呼吸器科外来におけるカルテ	部分開示	17-1		
39	24.8.8 24.8.17	本人	公園街路課	平成6年7月21日付、岸和田市墓苑承継使用許可申請書の写し	部分開示	17-1		
40	24.8.9	本人	生活福祉課	保護費の初め(平成19年10月)から1年と、平成23年1月~平成24年2月分	取下げ			
41	24.8.24 24.8.30	本人	医療マネジメント課	平成9年入院から1年間のカルテ	部分開示	17-1 17-3		

	受付日 決定日	請求者 の区分	担当課	請求された情報の件名又は内容	処理状況	適用 条項	不服 申立	備考
42	24.8.27 24.8.30	本人	医療マネジメント課	平成24年3月3日救急外来カルテ(故)	開示			
43	24.9.4 24.9.14	本人	医療マネジメント課	平成23年11月より今日までのカルテすべて	部分開示	17-1 17-3		
44	24.9.14 24.9.19	本人	医療マネジメント課	平成23年12月28日~平成24年9月6日の神経内科、循環器内科のカルテ	開示			
45	24.10.1 24.10.10	本人	市民課	平成24年3月1日~平成24年10月1日までの戸籍謄抄本交付申請書	部分開示	17-1		
46	24.10.1 24.10.3	本人	医療マネジメント課	消化器内科外来カルテの全て	部分開示	17-1 17-3		
47	24.10.26 24.11.5	法定代理人	健康推進課	子の の4か月健康診査、乳児後期健康診査、平成22年9月27日~平成23年3月24日までの予防接種のデータ	部分開示	17-1		
48	24.10.29 24.11.1	本人	医療マネジメント課	平成23年6月15日~6月19日入院のカルテ、退院後10月29日までの外来のカルテ	部分開示	17-1		
49	24.11.1 24.11.2	本人	医療マネジメント課	平成24年10月診察分のカルテ	開示			
50	24.11.6 24.11.12	本人	医療マネジメント課	消化器内科のカルテ全て	部分開示	17-1 17-3		
51	24.11.8 24.11.16	本人	国民健康保険課	姉の の死亡時に国民健康保険で私本人が手続きした書類	開示			
52	24.11.9 24.11.22	本人	医療マネジメント課	亡母・ の呼吸器科のレントゲンとカルテ	部分開示	17-1 17-3		
53	24.11.9 24.11.22	本人	医療マネジメント課	消化器内科の外来診療記録及び検査結果	部分開示	17-1 17-3		
54	24.11.14 24.11.28	本人	国民健康保険課	平成24年7月~9月の診療報酬明細書(分)	開示			
55	24.11.14 24.11.26	本人	医療マネジメント課	11月9日ガリウムシンチの画像	開示			
56	24.11.16 24.11.30	本人	生活福祉課	平成19年11・12月、平成20年1~5月、平成23年8~12月、平成24年1・2月生活保護費窓口払い領収書	部分開示 不存在	17-1		
57	24.11.26 24.11.27	本人	医療マネジメント課	平成4年4月27日より前のカルテ	不存在			
58	24.12.3 24.12.10	本人	医療マネジメント課	私の精神神経科のカルテ	開示			
59	24.12.10 24.12.20	本人	医療マネジメント課	B型肝炎に関わるカルテ	部分開示	17-1 17-3		

	受付日 決定日	請求者の 区分	担当課	請求された情報の件名又は内容	処理状況	適用 条項	不服 申立	備考
60	24.12.14 24.12.25	本人	医療マネジメント課	平成23年9月27日～平成24年6月5日分の消化器内科のカルテ	部分開示	17-1		
61	24.12.18 24.12.20	本人	医療マネジメント課	平成22年8月25日泌尿器科のカルテ（交通事故で受診とわかるもの）	開示			
62	24.12.19 24.12.25	本人	医療マネジメント課	亡夫 の平成24年1～12月分の通院・入院の診療録	部分開示	17-1		
63	24.12.25 25.1.7	本人	国民健康保険課	平成23年7～9月の病院分の診療報酬明細書	開示			
64	24.12.27 25.1.8	本人	市民課	亡父 にかかる印鑑登録申請書及び照会書及び回答書	部分開示	17-1		
65	25.1.15 25.1.17	本人	総務管財課	亡父 の氏名が載っている昭和47年度岸和田市森池財産区処分に関する書類	部分開示	17-1		
66	25.1.25 25.1.31	本人	介護保険課	亡母 の介護保険の訪問調査票・主治医意見書	開示			
67	25.1.29 25.2.12	法定代理人	国民健康保険課	子 の平成23年8月～平成24年11月の診療報酬明細書	開示			
68	25.1.30 25.2.4	本人	下水道整備課	自宅の排水設備工事計画確認申請書	部分開示	17-1 17-3		
69	25.2.5 25.2.13	本人	消防署	平成22年8月30日、病院に搬送された時の救急活動記録票	部分開示	17-1		
70	25.2.6 25.2.14	本人	医療マネジメント課	平成22年8月24日～9月8日入院時のサマリー、消化器内科の外来のカルテ	部分開示	17-1 17-3		
71	25.2.6 25.2.15	本人	医療マネジメント課	全てのカルテ	部分開示	17-1 17-3		
72	25.2.7 25.2.19	本人	医療マネジメント課	子 出産時の時間、体重、身長がわかるもの	開示			
73	25.2.20 25.2.22	本人	医療マネジメント課	平成20年3月24日入院（インターフェロン治療）前後のカルテ	部分開示	17-1		
74	25.2.20 25.2.22	本人	医療マネジメント課	平成24年9月6日以降の循環器内科・平成25年2月15日の内分泌内科のカルテ	開示			
75	25.2.27 25.3.6	本人	医療マネジメント課	平成18年10月3日、救急で搬送・入院・手術のカルテ	部分開示	17-1		
76	25.2.25 25.3.4	本人	医療マネジメント課	MRI検査ドクターのコメント・診断・診療録	開示			
77	25.3.4 25.3.12	本人	医療マネジメント課	全てのカルテ	部分開示	17-3		
78	25.3.4 25.3.8	本人	介護保険課	亡母 の介護認定に関すること	部分開示	17-1		

	受付日 決定日	請求者の 区分	担当課	請求された情報の件名又は内容	処理状況	適用 条項	不服 申立	備考
79	25.3.6 25.3.14	本人	消防署	平成 25 年 1 月 11 日(金)、亡父・ が岸和田市 町から 病院に救急搬送された 記録	部分開示	17 - 1		
80	25.3.19 25.3.28	本人	医療マネジ メント課	血液内科（膠原病外来）の左手 MRI 検査結果報告書、画像	開示			
81	25.3.25 25.3.28	本人	医療マネジ メント課	平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 25 日の消化器内科外来カルテ	開示			

適用条項について - 条例 17 条（開示しないことができる個人情報）

・ 17 - 1（第 17 条第 1 号）・・・第三者情報

開示請求をした者（当該者が法定代理人であるときは、本人。以下「開示請求者」という。）
以外の第三者に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する者を除く。）を含む情報であ
って、開示をすることにより、当該第三者の正当な利益を害すると認められるもの

・ 17 - 3（第 17 条第 3 号）・・・法人等の情報

法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業
に関する情報を含む情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上
の地位その他正当な利益を害すると認められるもの

情報公開審査会、個人情報保護審査会及び情報公開・個人情報保護制度審議会

1 平成 24 年度情報公開審査会の開催状況及び審査の内容

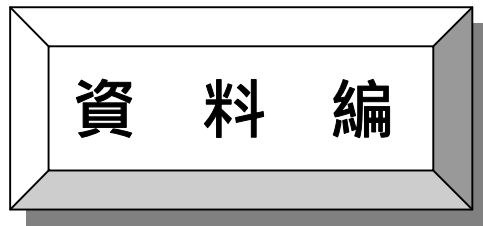
回数	開催日	審査の内容
開催されていません。		

2 平成 24 年度個人情報保護審査会の開催状況及び審査の内容

回数	開催日	審査の内容
第 1 回	平成 24 年 8 月 23 日	諮問第 48 号 死者に関する個人情報の開示請求等について (広報広聴課)
第 2 回	平成 25 年 1 月 30 日	諮問第 49 号 未熟児養育医療の給付事務に係る個人情報の電子計算機処理について (児童育成課) 諮問第 50 号 自立支援医療(育成医療)支給事務にかかる個人情報の電子計算機処理について (福祉政策課)

3 平成 24 年度情報公開・個人情報保護制度審議会の開催状況及び審議の内容

回数	開催日	審議の内容
開催されていません。		



資料編

個人情報保護審査会

諮問第 48 号

岸和田市個人情報保護条例（以下、「条例」という。）第 16 条、第 24 条、第 26 条の 2 の規定では、開示等の請求については本人が行うことを基本としており、本人以外では、法定代理人のみ開示等の請求を行うことが認められている。

死者の個人情報について開示請求がなされた場合、現在は、死者の個人情報が請求者自身の個人情報でもありと考えられる場合には開示請求に応じているが、請求者の範囲や対象となる情報の範囲に関する具体的な取扱い基準は定められていないため、死者の個人情報について、親族や相続人から開示等の請求がなされた場合に、適切な対応ができるよう取扱いの基準を定めようとするものである。

【取り扱い基準】

死者の個人情報について他者が開示等の請求を行うことは、原則として認められない。ただし、死者の個人情報であっても、それが同時に開示等の請求者本人の個人情報に該当する場合や、社会通念上、請求者自身の個人情報とみなし得るほど死者と請求者が密接な関係にあった場合には、当該情報を請求者本人の個人情報と解釈し、請求を認めるものとする。

(1) 死者の個人情報が請求者自身の個人情報でもありと考えられる場合

死者である被相続人から相続した財産（不法行為による損害賠償請求権を含む。以下同じ。）に関する情報であって、相続人が当該情報に関して請求する場合
近親者固有の慰謝料請求権など、死者の死に起因して、相続以外の原因により請求者が取得した権利義務に関する情報であって、当該権利義務を取得したものが当該情報に関して請求する場合

(2) 社会通念上、開示請求者の個人情報とみなし得るほど、死者と請求者が密接な関係にあると考えられる場合

死亡した未成年者又は成年被後見人に関する情報であって、これらの者の生前における法定代理人が当該情報を開示請求する場合

ただし、親と子の間に虐待などの相反的な利害関係がある場合など、請求が認められないことも考えられる。このように、当該請求は当然に認めることができるものではないことに留意する必要がある。

なお、他の制度において、実施機関が法律上従う義務を有する主務大臣その他国の機関及び大阪府知事その他府の機関が、遺族等へ開示できる旨を明示している情報については、個人情報保護の重要性を踏まえつつ、当該通知等の趣旨を勘案し判断することとする。

答申第 48 号

死者の個人情報について他者が開示等の請求を行うことは、本人開示請求制度の趣旨からすると、原則として認められない。

ただし、死者の個人情報であっても、それが同時に開示等の請求者本人の個人情報に該当する場合、及び、社会通念上、請求者自身の個人情報とみなし得るほど死者と請求者が密接な関係にあった場合には、当該情報を請求者本人の個人情報と解釈し、請求を認めることができるものとする。

死者の個人情報について請求が認められる場合として、次のような請求等が想定される。

(1) 死者の個人情報が請求者本人の個人情報でもありと考えられる場合

死者である被相続人から相続した財産（不法行為による損害賠償請求権等を含む。以下同じ。）に関する情報であって、相続人が当該情報に関して請求する場合

近親者固有の慰謝料請求権など、死者の死に起因して、相続以外の原因により請求者が取得した権利義務に関する情報であって、当該権利義務を取得したものが当該情報に関して請求する場合

- (2) 社会通念上、請求者の個人情報とみなし得るほど、死者と請求者が密接な関係にあると考えられる場合

死亡した未成年者又は成年被後見人に関する情報であって、これらの者の生前における法定代理人が当該情報を請求する場合

死者の死亡原因に関する情報であって、死者の配偶者、子、父母等が当該情報を請求する場合

ただし、上記の例示はあくまで例外として認められるものであって、当該請求は当然に認められるものではないということに十分留意し、慎重な取扱いを要すると考えられる場合には、改めて当審査会に意見を求めるなどの対応を心がけること。

諮問第 49 号

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成 23 年法律第 105 号 第 2 次一括法)」により権限委譲され平成 25 年 4 月 1 日から市で実施する、未熟児養育医療の給付事務について、新たに電子計算機処理を導入し、処理を行おうとするものである。

答申第 49 号

平成 25 年 1 月 30 日付諮問第 49 号で諮問のあった未熟児養育医療の給付事務にかかる個人情報の電子計算機処理については、事務の効率化や事務執行の適正化に資するものであり、必要であると認められます。

また、本システムに関しては適切な個人情報保護対策が予定されており、本人の権利利益を不当に侵害するおそれはないと認められますが、当該事務については要保護性が高いと認められる属性を持った個人情報(条例第 7 条に規定する個人情報)を取り扱うことになるため、特に慎重な取扱いを求めます。

諮問第 50 号

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成 23 年法律第 105 号 第 2 次一括法)」により権限委譲され平成 25 年 4 月 1 日から市で実施する、自立支援医療(育成医療)の支給事務について、既存の障害者福祉システムの中に、新たに育成医療のシステムを導入し、電子計算機処理を行おうとするものである。

答申第 50 号

平成 25 年 1 月 30 日付諮問第 50 号で諮問のあった自立支援医療(育成医療)の支給事務にかかる個人情報の電子計算機処理については、事務の効率化や事務執行の適正化に資するものであり、必要であると認められます。

また、本システムに関しては適切な個人情報保護対策が予定されており、本人の権利利益を不当に侵害するおそれはないと認められますが、当該事務については、要保護性が高いと認められる属性を持った個人情報(条例第 7 条に規定する個人情報)を取り扱うことになるため、特に慎重な取扱いを求めます。